

シンポジウム「放射線防護基準と放射線生物学--- その歴史と現状～放射能汚染地域で暮らすリスクと 避難の権利を考える～」

著者	柿原 泰, 藤岡 毅, 本行 忠志, 高橋 博子, 森松 明希子, 井戸 謙一, 山内 知也, 除本 理史, 徳永 恵美香
会議概要 (会議名, 開催地, 会期, 主催者等)	会議名: 公開シンポジウム「放射線防護基準と放射線生物学 その歴史と現状～放射能汚染地域で暮らすリスクと避難の権利を考える～」 開催地: 同志社大学烏丸キャンパス志高館110番教室 (京都) 開催日: 2019年2月3日 13:15-17:40
権利	Posted with approval of authors. Authors reserve copyrights of each file.
科学研究費研究課題	放射線影響研究と防護基準策定に関する科学史的研究 History of Radiation Effects Research and Protection Standards
研究課題番号	16H03092
URL	http://id.nii.ac.jp/1342/00001791/

福島原発事故で侵害された利益と避難の正当性 ～被ばくからの自由（避難の権利）の確立を求めて～

東日本大震災避難者の会Thanks & Dream 代表
原発賠償関西訴訟原告団代表
原発被害者訴訟原告団全国連絡会共同代表
森松明希子

1. はじめに

- ・ 原発事故で侵害された利益は「放射線被曝から免れ健康を享受する権利」
- ・ 生命・健康に対する自己決定権を中核とする基本的人権である。
- ・ この「放射線被曝から免れ健康を享受する権利」を総じて「被ばくからの自由」とし、憲法上の新しい人権として確立しておく必要がある。
- ・ 被ばくからの自由（「避難の権利」を含む）は憲法上の基本的人権であり、その根拠は、**国憲法前文の「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」（いわゆる平和的生存権）や13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（いわゆる幸福追求権）、および、25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（いわゆる生存権）、**国際人権法等が挙げられる。
- ・ いわゆる「避難の権利」とは「被ばくからの自由」の中の**狭義の被ばく回避権**を意味し、また、**積極的被ばく防護権**の行使とも言える。
- ・ 被ばくからの自由（「避難の権利」を含む）は、原発事故から避難をした人だけの正当性を主張するものではなく、原子力災害がひとたび起きたときに全ての人の生命・健康に対する根本的な権利をさし、普遍的な権利である。
- ・ 2011年3月11日以降に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県はもとより東日本の広範囲に放射性物質が飛散した。放射線被曝から免れ健康を享受する権利の侵害は自明の客観的事実である。よって、「被ばくからの自由」は基本的人権として3.11後の今こそ確立されるべきであると考える。
- ・ **主体的(能動的)な権利**であると同時に**請求権的(受益権的)側面**を併せ持つ

2. 被ばくからの自由(「避難の権利」含む)とは

(1) 絶対的被ばく拒否権

(2) 選択的被ばく回避権

- ・ 広義の被ばく回避権と狭義の被ばく回避権
- ・ 積極的被ばく防護権と消極的被ばく拒否権

(3) 被ばく情報コントロール権

- ・ 広義：広く社会一般の公益的な知る権利
ex.空間線量、土壌汚染、海洋汚染など客観的な被ばく環境を知ること
- ・ 狭義：個人的・主観的に自己が置かれている被ばく状況を知る権利
ex.個人の追加被ばく量、積算被ばく量

3. 法的根拠と具体的内容

(1) 13条 自己決定権

- 被ばくするかしないかは自分で決める、自分の被曝量は自分で決める
cf.沿革 J.S.ミル「自由論」
- 自己決定権は憲法上の権利か→権利である(憲法13条幸福追求権、国際人権規約)
cf.エホバの証人輸血拒否事件(人格権侵害)
- 自己決定権に関わる問題・生命・身体に関する問題
- 生命と身体をどうするかを選択 cf.受動喫煙(嫌煙権)・医療・健康に関する問題
- 自分が受ける被ばく量・種類の選択、生涯積算量についても自分で決める
 - ・自然放射線量、医療被ばく、被ばく労働など
 - ・生涯積算量、積算のタイミング、場面(状況)も自分で決める事ができる
 - ・インフォームド・コンセント(説明責任、情報を与えられた上での同意)
- 被ばく状況に関する情報を与えられた上での同意、十分な被ばく情報を与えられた上での合意か
 - ・パートナーリズム
- 避難するか否かの選択の場面、帰還圧力の違憲性の指摘
 - ・人格権(幸福追求権)(人格的生存に不可欠の権利)

(2) 日本国憲法前文第4段(平和のうちに生存する権利)

放射線被曝の「恐怖」

「全世界の国民は恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を有する」

(3) 25条 生存権

(4) 21条(自己の被ばく状況を)知る権利

- 被ばく情報コントロール権(広く社会一般の公益的な知る権利/個人的・主観的に自己が置かれている被ばく状況を知る権利) スピーディーの情報の不開示(直後)、モニタリングポスト撤去、県民健康調査縮小問題

(5) 14条 平等権

一般公衆被ばく限度は年間1mSv

4. 被ばくからの自由の2つの側面

(1) 自由権的側面

(被ばくを避ける権利、被ばくしない権利、被ばくを免れる権利、被ばくさせられない権利)

(2) 社会権的側面(避難の権利=被ばく防護権、保養の権利、避難移住の権利)

避難・保養の制度、施策の実施がない、不保護、情報非開示など

5. その他

- ・裁判規範性
- ・持続感染(持続的感染)の理論(持続的汚染状況)
- ・受忍限度論になじまない点への指摘
- ・これまでの公害事件との違い
- ・五感で体感できない、晩発性

6. 国際社会から見た3.11避難者

・国際社会からみれば、東日本大震災および原発避難者は「国内避難民」（「国内避難民(国内強制移動)に関する指導原則」GPID参照)に該当する。

・福島原発事故の被害者の人権保護について、国連ではすくなくとも6回の勧告が出されている。
2012年10月 第2回UPR勧告(オーストリア) /2013年5月 人権理事会グローバル勧告、社会権規約委員会/
2014年7月 自由権規約委員会/2016年3.11月 女性差別撤廃委員会 /2017年11月 第3回UPR勧告(4か国)(別紙参照) ⇒国連の勧告を直ちに受け入れ、完全に実施すること

↓
国内避難民が発生しているときに、生活地域の自主防災活動や、災害対応行政において、この指導原則が知識として知られておらず、実現されなければ人権侵害状況が問題として認識されないまま放置され、悪化することになる。学校教育、社会教育、地域防災会議、自主防災活動などのあらゆる場面で、普段からこの指導原則を周知し、学ぶ機会をつくる必要がある。

7. 結論

「被ばくからの自由」（「避難の権利」含む）は、避難した人たちだけの正当性を主張するものではなく、原子力災害を通じて今後も起こり得る権利侵害に対する普遍的な権利であるといえる。

↓
よって、憲法上認められる基本的人権として「被ばくからの自由」を認め、「避難の権利」を憲法上の権利として確立しておく必要がある。

以上